

加古川市立認定こども園評議員に関する要綱

平成 31 年 4 月 1 日
こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市立認定こども園園則（平成 29 年規則第 14 号）第 30 条に規定する認定こども園評議員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 評議員は、認定こども園ごとに 10 名以内とする。

2 評議員の構成は、男女のバランスに配慮する。

3 評議員は、現に教育・保育行政及び各種議員の職にある者を除く。

(任期)

第 3 条 評議員の任期は、1 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 市長が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に委嘱を解くことができる。

(役割)

第 4 条 評議員は、園長の求めに応じて、教育・保育に係る課題に関する意見を述べる。

(評議員に付する議題)

第 5 条 評議員に付する議題は、特色ある園づくりへの取組、総合的な教育・保育への支援並びに地域行事及び福祉施設等との連携その他の教育・保育に関する課題とする。

2 前項の規定にかかわらず、個々の職員の教育・保育活動、人事異動その他のプライバシーに関すること及び認定こども園の予算その他の管理に関する事項は除く。

(守秘義務)

第 6 条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、園長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。